

420312	加福 弘毅	420313	越中 玲子	420374	竹内 悠人	420375	竹下 兼介
420314	木口 英則	420315	田中 裕太	420376	玉城 達也	420377	博志
420316	今村由美子	420317	星野 将一	420378	田村 元宏	420379	重実
420318	陣内 壮	420319	松本 剛幸	420380	永見 太一	420381	毅
420320	小羽根正代	420321	大坪 克吉	420382	有川 真哉	420383	俊行
420322	南村 恵三	420323	長縄 真吾	420384	今井 雄也	420385	宏彰
420324	有田 真嗣	420325	田中 玄音	420386	開田 剛史	420387	修二
420326	植原 田佳	420327	石川 明弥	420388	大久保龍之介	420389	駿人
420328	川村美穂子	420329	藏田 和義	420390	小野木弘和	420391	主馬
420330	平本 正	420331	後藤 毅志	420392	加藤 大智	420393	真希
420332	大谷 光男	420333	青木 尚久	420394	藏重 徹	420395	剛之
420334	安田 雅哉	420335	今井里衣子	420396	酒井隆太郎	420397	真之
420336	小林 郁也	420337	道明 尊靖	420398	西岡 美会	420399	健洋
420338	竹ノ内昌樹	420339	田畑 耕司	420400	原川 高志	420401	昌朋
420340	久保 雅之	420341	尼崎 典文	420402	平松 純人	420403	和寛
420342	大場久仁保	420343	藤田 康義	420404	山本 博史	420405	望月 弥
420344	尾関真里子	420345	藤田 康義	420406	古延諒一郎	420407	吉澤 信
420346	松浦 博司	420347	包 弘次	420408	渡邊 拓也	420409	吉村 和浩
420348	廣瀬 浩	420349	後藤 康之	420410	河野 祐輝	420411	飯嶋 直人
420350	大山 朋哉	420351	豊田 孝治	420412	善福 昇一	420413	宮上 武士
420352	栗原 智美	420353	中元 理史	420414	駒坂 大	420415	山口 晋
420354	古木 直人	420355	富永 悠弼	420416	並河 史朗	420417	野手 文華
420356	高取 麻希	420357	石川 裕絵	420418	横溝 景	420419	有馬 修
420358	加藤 晃章	420359	井上 悟	420420	村上 麻里	420421	土岐 俊彦
420360	橋詰太一郎	420361	柴前田慶太	420422	田中 哲雄	420423	大崎 正勝
420362	祝嶺 春樹	420363	伊藤 展慶	420424	水上 竜児	420425	高山 剛史
420364	吉田 聡史	420365	立花 祐之	420426	岩本 晃	420427	大村 哲也
420366	松本 旭	420367	白勢 昭博	420428	梯 智紀	420429	松尾 茂
420368	佐藤 拓也	420369	智史 康	420430	石川 良隆	420431	林 功太郎
420370	征矢 徹	420371	竹内 玲子	420432	悠人 達也	420433	中村 博志
420372	竹内 玲子	420373	裕太 元宏	420434	玉城 太一	420435	田村 毅

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社AIRIから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和二年六月一日

特許庁長官 松永 明

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第6号	株式会社AIRI	(本社) 東京都港区芝四丁目4番10号
第15号		(目黒支所) 東京都品川区上大崎三丁目3番1号
第23号		(横浜支所) 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目6番地1
第25号		
第36号		
第42号		

第46号 第56号	（関西支社 京都事務所） 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町36 1番1 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町35 8番地 （関西支社 大阪事務所） 大阪府大阪市中央区北浜2丁目2番22号 （中部支社） 愛知県名古屋市中村区並木2丁目182番地
○国土交通省告示第六百三十号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる第一号及び第二号の土地の区域から第三号の土地の区域を除いた区域において施行した砂防設備工事が終了したため、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。 令和二年六月一日 国土交通大臣 赤羽 一嘉	標柱十号から二〇七度二三分三九秒 一七・五七六メートルの地点 十一号 標柱十一号から一三〇度三〇分三秒 四六八・九六六メートルの地点 十二号 ○国土交通省告示第六百三十一号 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる砂防設備の管理及び維持を行うので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。 令和二年六月一日 国土交通大臣 赤羽 一嘉
一 平成五年建設省告示第二千五百五十号に掲げる土地の区域 二 平成六年建設省告示第五百五十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域 三 長崎県島原市北上木場町甲二〇番二地内四等三角点天狗山南を基準点とし、次に掲げる標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域 基準点から二四四度一八分五二秒 六四六・一〇三メートルの地点 一号 標柱一号から二一六度五七分二八秒 六一四・九六三メートルの地点 二号 標柱二号から一九八度三三分四五秒 二〇七・九七五メートルの地点 三号 標柱三号から一六八度三八分一一秒 四五・一二五メートルの地点 四号 標柱四号から二一三度三九分〇秒 一一五・四一九メートルの地点 五号 標柱五号から二一六度三八分五七秒 三三三・九八六メートルの地点 六号 標柱六号から二八〇度二六分三八秒 一七・二九〇メートルの地点 七号 標柱七号から一三七度七分二二秒 二五七・一〇四メートルの地点 八号 標柱八号から二〇〇度八分三三秒 四二七・八五〇メートルの地点 九号 標柱九号から二三五度四一分一五秒 三七一・〇四七メートルの地点 十号	一 管理及び維持を行う河川の名称 一嘉 水無川 二 管理及び維持を行う砂防設備の所在地 長崎県島原市北上木場町、北上木場町、白谷町、深江町、天神元町、札の元町、門内町、大下町、鎌田町及び北安徳町 三 管理及び維持を行う砂防設備の名称 水無川右岸一号導流堤 水無川右岸二号導流堤 水無川右岸三号導流堤 水無川右岸四号導流堤 水無川右岸五号導流堤 水無川右岸六号導流堤 水無川右岸七号導流堤 水無川右岸八号導流堤 水無川右岸九号導流堤 水無川右岸十号導流堤 水無川右岸十一号導流堤 水無川右岸十二号導流堤 水無川右岸十三号導流堤 水無川右岸十四号導流堤 水無川右岸十五号導流堤 水無川左岸一号導流堤 水無川左岸二号導流堤